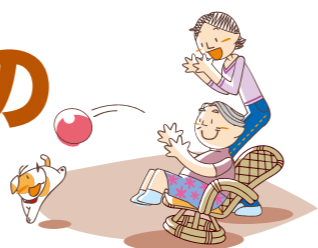




高齢者・障害者への 各種助成制度



在宅で介護されている方

【家族介護用品支給事業】

課税世帯 1,000 円券 × 36 枚 (36,000 円分) 非課税世帯 1,000 円券 × 75 枚 (75,000 円分) を交付

要件の一部を要介護 3 以下の要介護認定者・要支援認定者に拡充

- 市内に 1 年以上居住している高齢者で、【寝たきり】または【重度の認知症】の状態が 3 カ月以上続いており、次の要件のいずれかに該当する方を、在宅で介護している方が対象になります。
 - ① 要介護認定および要支援認定を受けている方 ※介護者も市内に 1 年以上の居住が必要です。
 - ② 身体障害者手帳 1、2 級 ③ 療育手帳 A 1、A 2、A



【ねたきり老人介護手当】

1 回の申請で 60,000 円支給 (申請は年 2 回、8 月と 2 月です。)

- 市内に 1 年以上居住し、要介護 4、5 の高齢者を在宅で起居をともしながら、3 カ月以上介護している方
 - 市民税の所得割非課税世帯であること
- 上記 2 事業は、いずれも特別障害者手当・福祉手当を受給している方は対象になりません。

元気高齢者など

【高齢者おでかけ支援事業】

年間 100 円券 × 40 枚 (4,000 円分) を交付
コミュニティバスでの利用ができます。

- 市内に 1 年以上居住している満 70 歳以上の方
- コミュニティバス：市街地くるくるバス、北部循環バス、南部循環バス、高江・土川バス、ゆうゆうバス、入来デマンド交通、ゆったりバス、祁答院バス、市内横断シャトルバス

【はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業】

年間 1 回 800 円券 × 60 枚 (48,000 円分) を交付

- 市内に 1 年以上居住している満 65 歳以上の方

*上記の 2 事業の申請は、本人の身分証明書 (保険証・運転免許証など) と印鑑が必要です。

*代理申請もできます。(上記に加え、代理の方の印鑑も必要です。)



65 歳以上の一人暮らし高齢者など

【緊急通報体制整備事業】

- 緊急時にボタンを押すと指定された通報先へ通報する装置を貸与します。

【高齢者訪問給食サービス事業】 (1 食 450 円)

- 食生活の改善と安否確認を行います。
- 昼・夕の 2 食以内で配食します。

【生活指導型ショートステイ事業】 (1 回 381 円)

- 養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊し、生活習慣の指導、体調調整を行い、要介護状態への進行を防止します。(食費は別途)

【生活支援型ホームヘルプサービス事業】 (1 時間 80 円)

- 一人暮らし高齢者のお宅に生活援助員を派遣し、買い物や身近な生活援助サービスを提供します。
- 週 1 回の 2 時間以内

【高齢者日常生活用具給付等事業】 (一部自己負担あり)

- 火災警報機・自動消火器・電磁調理器の購入費を助成および福祉電話 (加入権) を貸与します。



在宅の障害者 (児)

【福祉タクシー等利用料金助成事業】

年間 500 円券 × 20 枚 (10,000 円分) を交付

甌島商船(株)の甌島定期航路船が利用できます。

- 市内に居住しており、次のいずれかに該当する重度障害者 (普通自動車免許所持者を含む)
 - ① 身体障害者手帳 1、2 級
 - ② 療育手帳 A 1、A 2、A
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

- 市内に居住している障害児 (同一世帯に普通自動車免許の保持者がいないこと) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

*申請には、障害者手帳などと印鑑が必要です。
*社会福祉施設などに入所している方は対象になりません。

各種制度の詳細または不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】= 高齢者福祉の制度	本庁高齢・介護福祉課および各支所市民生活課	☎ (23) 5111 (内線 2673)
障害者 (児) の制度	本庁障害・社会福祉課および各支所市民生活課	☎ (23) 5111 (内線 2181)



あなたのアイデア 応援します!!

意欲のある
農林業従事者を支援
するために、農林業に
関するさまざまなアイデアや
取り組みを広く
公募します。

平成23年度 みんなで地域農林業活性化事業

応募対象者

20 歳以上の市内在住者で、
農林業に携わる方および団体
*一人でも事業に取り組みま
す。



補助の対象となる事業

農林業の振興を図り、かつ地域の活性化につながる取
り組み (ソフト事業) を同時に行う事業
*農林業の機械類や施設購入など
に係る事業 (ハード事業) だけで
は事業に取り組むことができま
せん。



補助の対象となる経費

事業実施に直接必要となる経費は原則対象
*機械類および施設購入などに係る経費は総事業費
の 3 分の 2 以内
次の経費は対象外
① 飲食、親睦などに要する経費
② 記念品、金券などの購入経費
③ 不動産取得などに要する経費
④ 構成員の活動に係る賃金などの経費



補助金の額および補助回数

補助対象経費の合計額から事業収入総額を差し引いた額の 9 割以内 (上限 100 万円)
同一補助対象者が次年度以降も継続して事業を実施
する場合、補助金の交付は 3 回を限度とし、受給上限を
100 万円とします。
*ただし、年度ごとに補助金交付のための審査を受けて
いただくことになります。

応募方法

下記の関係書類に必要事項を記入の上、問合・連絡先まで送付していただくか、直
接ご持参ください。

- ① みんなで地域農林業活性化事業補助金提案書
 - ② 事業計画書および収支予算書
 - ③ 構成員名簿
- *様式は問合・連絡先にあります。



提出期限: 平成 23 年 5 月 6 日 (金) 必着

問合・ 連絡先

○ 社団法人薩摩川内市農業公社事務局
〒 895-1402 入来町浦之名 33 番地
☎ (44) 3140 ☎ (44) 3241
○ 本庁農政課 ☎ (23) 5111 (内線 4223)
および各支所産業建設課

